

常滑市債権管理基本方針

平成 25 年 1 月

1. 趣旨 (1 p)

市の各種債権について、市民の負担の公平性を確保し全庁的に共通認識を持って債権管理の適正化を図ることを目的に、債権管理に係る基本方針を定めることとする。

2. 現状と課題等 (1 p)

(1) 債権の現状

市の債権管理については、各担当課等において適切な収納に努めているが、債権の一部において滞納が生じており、さらなる収納率向上に取り組んでいる。

(2) 課題等

- ①統一ルールの整備
- ②効率的・効果的な債権管理方法の検討

3. 債権の分類 (2～3 p)

(1) 強制徴収公債権 (滞納処分規定のある公法上の債権)

市税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育園保育料など

(2) 非強制徴収公債権 (滞納処分規定のない公法上の債権)

幼稚園授業料、農業集落排水施設使用料、公の施設使用料など

(3) 私債権 (滞納処分規定のない契約等私法上の債権)

市営住宅使用料、水道料金、市民病院診療費、学校給食費など

4. 債権管理の流れ (4～6 p)

(1) 基本的な債権管理の流れ

- ①債権の発生 (賦課処分、契約、納入の通知等)
- ②日常の債権管理 (台帳管理、納期内納付促進等)
～納期限の到来 (完納 又は 滞納債権の発生)～
- ③滞納債権の回収 (督促、催告、納付相談、財産調査、滞納処分又は強制執行)
- ④債権の消滅 (時効期間の満了、滞納処分執行停止 3 年間継続又は即時消滅、放棄)
⇒会計上の不納欠損処理

(2) 督促と催告

①督促について

法令に基づく行為。時効が中断され強制徴収公債権では滞納処分の前提条件になる。

②催告について

自主的な納付を促すための請求行為。滞納処分の前提条件にはならず、時効の中断のためには催告後 6 ヶ月以内に法的手続を実施する必要がある。

(3) 滞納処分と強制執行

①滞納処分 (強制徴収公債権)

督促・催告等に応じない債務者に対し、差押え等“滞納処分”による債権回収を行う。

②強制執行 (非強制徴収公債権及び私債権)

督促・催告等に応じない債務者に対しては、裁判所への支払督促の申立て等を通じて“強制執行”による債権回収を行う。

5. 債権の時効（7～8p）

（1）債権の時効

①公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権）

時効期間が満了することにより、時効の援用なしに債権が消滅する。

②私債権

時効期間が満了し、時効の援用がなされることにより債権が消滅する。

（2）時効の中断

時効の満了により市の債権が消滅することを防ぐためには、地方税法や地方自治法上の「督促」等の他、民法で定める以下の事由により時効を中断させる必要がある。

（3）時効の中断事由（民法147条）

①請求（裁判上の請求、支払督促、和解・調停の申立、催告等）

②差押え、仮差押え又は仮処分（不動産競売、財産の処分禁止等）

③承認（借金を認める行為、分割支払書類への押印、借金の一部返済等）

（4）主な市の債権の時効

①強制徴収公債権

市税（5年）、国民健康保険税（5年）、後期高齢者保険料（2年）、介護保険料（2年）、保育園保育料（5年）、下水道使用料（5年）、下水道事業受益者負担金（5年）

②非強制徴収公債権

幼稚園授業料（5年）、農業集落排水施設使用料（5年）、公の施設使用料（5年）

③私債権

市営住宅使用料（5年）、水道料金（2年）、市民病院診療費（3年）、学校給食費（2年）

6. 法的手段の検討（9～15p） ○対象債権：非強制徴収公債権 及び 私債権

A：少額訴訟

（1）手続の特徴

- ・簡易裁判所へ60万円以下の金銭の支払を求める手続
- ・1回の審理で判決
- ・安価な費用（請求金額60万円の場合で約11千円）
- ・同一簡易裁判所での利用回数は、年間10回までに制限 など

（2）行政が実施する場合の課題等

地方自治法上の「訴えの提起」に該当するため、議会の議決が必要となる。

B：支払督促

（1）手続の特徴

- ・金銭等の請求について、債権者の申立により裁判所から督促状を発付する手続
- ・請求金額の制限なし（簡易裁判所の取扱いは140万円以下）
- ・書面審査のみで、裁判所への出頭は不要。早くて1ヶ月余で強制執行手続が可能
- ・通常の裁判の半額以下の安価な費用（10万円以下の債権の場合2,400円）

（2）行政が実施する場合の課題等

手続中、“異議”を申立てられた場合には地方自治法上の「訴えの提起」に該当するため、議会の議決が必要となる。

◎ 法的手段に係る今後の対応 ～「支払督促」の活用～

7. 外部委託の検討（16～19p）

（1）外部委託の想定業種について

①弁護士、②認定司法書士、③債権回収会社（サービサー）、④一般民間事業者

（2）外部委託の内容等について（想定）

区分	委託内容等		費用
A 非法律事務	①自主的納付の呼びかけ(コールセンター業務)等 ・電話による納付案内を平日、夜間及び土日祝日に実施 ・その他、法律事務に係る補助業務（督促状・催告書の作成、送付等）		業務内容による委託手数料等を支払
	対象債権	強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士、債権回収会社（サービサー）、一般民間事業者	
督促 （行政処分のため外部委託不可）			
B 法律事務	②納付の請求(催告)・納付相談 ・催告書の送付や電話による納付の請求行為 ・支払い約束日の設定、支払の相談等		契約により回収できた債権額のうち一定割合(3割等)を成功報酬として支払
	対象債権	強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士（140万円以下）	
C 法的手続	③簡易裁判所における法的手続 ・悪質な債権について支払督促等法的手続を実施		業務内容による委託手数料等を支払
	対象債権	非強制徴収公債権、私債権	
	委託可能業種	弁護士、認定司法書士（140万円以下）	

（3）委託に関する今後の対応等

A：非法律事務

○主な委託想定先：一般民間事業者

○今後の対応：

債権の性格や費用対効果を見極めながら委託を検討

B：法律事務

○主な委託想定先：認定司法書士

○今後の対応：

回収が困難な債権に関する委託を検討

C：法的手続

○主な委託想定先：認定司法書士

○今後の対応：

委託料等の費用が不要な職員による内部実施を検討

8. 債権の放棄等（20p）

滞納債権は、公平性確保のためにも全額回収することを原則とするが、回収が不可能と認められる滞納債権については、効率的・合理的な管理のため、以下のとおり取り扱う。

（1）非強制徴収公債権及び私債権の放棄：適切な手順を踏んで放棄を行う。

（2）強制徴収公債権の消滅：時効期間の満了や滞納処分の執行停止を経て消滅する。

※債権の放棄（権利を放棄すること）は、地方自治法96条1項10号により、条例等に特別の定めがある場合を除き議会の議決事件として規定されている。

○債権放棄を想定する状況（非強制徴収公債権及び私債権）

- （1）消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （2）債務者が著しい生活困窮状態、資力の回復が困難、債権の回収見込みがないとき。
- （3）債務者が死亡し、その相続財産の価額が債権等の金額に満たないとき。
- （4）破産法等の規定により、債務者が当該私債権等の責任を免れたとき。
- （5）強制執行等の手続後も債務者が無資力で資力の回復が困難なとき。
- （6）徴収停止の措置後相当の期間を経過後も債務者が無資力で資力の回復が困難なとき。

9. 滞納情報の取扱い（21p）

強制徴収公債権に係る滞納者の情報については、個人情報保護に留意しながら、平成19年3月27付の総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」に基づき、必要に応じて庁内における滞納情報の共有を図ることとする。

非強制徴収公債権及び私債権については、上記総務省通知の対象外のため、これまでどおり各課の情報により対応していく必要がある。

10. 円滑な債権回収の実施に向けた環境整備（22p）

（1）常滑市債権管理条例の制定

統一かつ継続的に適正な債権管理ができる環境整備のため、関係法令を整理し、債権管理、回収、放棄及び議会への報告等について定めた「常滑市債権管理条例」を制定する。

（2）訴訟手続に係る議決に関する課題への対応

より円滑な債権管理のため、市議会に対して「市長の専決事項の指定について（昭和52年12月22日議決）」に訴えの提起等に関する項目追加を依頼する。

（3）債権回収に係る法的手続の専門組織の検討

悪質な滞納債権に係る法的手続を集約実施する組織として、将来的に「債権回収対策室（仮称）」の設置を検討する。

11. 債権回収に係る今後の方針（まとめ）（23p）

（1）「強制徴収公債権」に関する対応

職員が督促、催告、納付相談に努め、悪質な債権に対しては滞納処分を検討・実施する。

また、必要に応じて、納付の呼びかけや催告等について、民間への委託を検討する。

なお、あらゆる手段を尽くしても回収不可能な債権は、時効期間満了の他、地方税法に基づく滞納処分の執行停止3年間継続又は即時消滅をもって消滅する。

（2）「非強制徴収公債権」及び「私債権」に関する対応

職員が督促、催告、納付相談に努め、悪質な債権に対しては支払督促を検討・実施する。

また、必要に応じて、納付の呼びかけや催告、支払督促等法的手続について、民間への委託を検討する。

なお、あらゆる手段を尽くしても回収不可能な債権は、「常滑市債権管理条例」に基づき適切な手順を踏んで放棄することとする。